

## 魚津市告示第35号

市民税減免基準を次のように定める。

平成31年3月29日

魚津市長 村椿 晃

### 市民税減免基準

(趣旨)

第1条 この基準は、魚津市税条例（昭和37年魚津市条例第1号。以下「条例」という。）第40条第1項の規定に基づき市民税を減免する際の基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(減免基準)

第3条 市民税の減免基準は、次のとおりとする。

区分	対象者	減免対象確認方法	減免期間及び減免額
条例第40条第1項第1号に該当する者	生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号の扶助を受ける被保護者	生活保護受給証明書	扶助を開始された日から廃止される日までの間に納期限が到来する市民税全額
条例第40条第1項第2号に該当する者	負傷、疾病、被災、自己意思によらない離職等により、相当期間所得が皆無となるか又は著しく減少する者であつて、納税義務者及び納税義務者と生計を一にする者の当該年の収入見込額が、当該世帯における生活保護法に規定する基準生活費の12か月分以下となった場合	収入見込額を証する書面	減免申請日の翌日から起算して7日を経過する日以後に納期限が到来する市民税全額
条例第40条第1項第3号に	地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第10項が準用する所得税法（昭和40年	在学証明書、学生証の写しその他	減免申請日の翌日から起算して7日を経過する日以後に

該当する者	法律第33号)第2条第32号に規定する勤労学生	勤労学生であることを証する書面	納期限が到来する 市民税 全額
条例第40条第1項第4号に該当する者		収益事業を行っていない旨の証明	減免申請日の翌日から起算して7日を経過する日以後に納期限が到来する 市民税 全額
条例第40条第1項第5号に該当する者	災害が市の全部又は一部の地域にわたり広範囲に発生した場合の被災者	罹災証明書等	災害を受けた日以後6月の間に納期限が到来する市民税「災害被害者に対する地方税の減免措置等の取扱いについて」(平成12年4月1日自治税企第12号)の別添減免に関する取扱い例による割合に相当する額
	公益上特に必要と市長が認めた者	市長が必要と認める書類	減免申請日の翌日から起算して7日を経過する日以後に納期限が到来する 市民税 全額

備考 収入見込額は、生活保護法に基づく要否判定の際の収入額の認定方法により算定する。

- 2 前項の規定にかかわらず、納付すべき法人税割額がある納税義務者は、条例第40条第1項第5号に該当する者とししないものとする  
(減免の基準日)

第4条 市民税の減免の対象者となる基準日は、各年度における市民税の賦課期日とする。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。